

【制度の目的】

県が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立促進に資すること

各機関が予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、可能な限り、障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務について、優先的な調達に努める

障害者就労施設等＝優先的取扱事業者

- ①障害福祉サービス事業所等
- ②障害者雇用促進法に基づく特例子会社
- ③重度障害者多数雇用事業所
- ④在宅就業障害者
- ⑤在宅就業支援団体
- ⑥共同受注窓口

※②～⑤をまとめて「優先調達登録事業所」という。

①障害福祉サービス事業所等
就労継続支援事業所(A・B型)、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、小規模作業所

③重度障害者多数雇用事業所
次の(1)から(3)を全て満たすもの
(1) 障害者の雇用者数が5人以上
(2) 障害者の割合が従業員の20%以上
(3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

⑥共同受注窓口
障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集及びその情報の県への提供、発注内容に対応可能な複数の事業所にあっ旋・仲介する業務を行うもの

物品の購入・仕事の発注

物品の納入・仕事の受注

県のすべての機関
(地方機関を含む)

優先的な調達＝“随意契約”の活用

随意契約において、見積徴取先として障害者就労施設等を優先して選定するよう努める。

【随意契約の範囲】

- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
少額随意契約
- ②地方自治法施行令第167条の2第1項第3号:
障害者支援施設等からの物品等調達に係る随意契約
(愛知県財務規則:第164条、164条の2、164条の3)

障害者就労施設等が提供する物品及び役務

優先的取扱事業所リストで確認

(具体例)

物品: 名刺、印刷物、記念品(雑貨)、弁当 etc
役務: クリーニング、清掃(除草)、データ入力 etc